

歯学部再入学に関する申合せ

- 1 退学者のうち再入学希望者は、当人が退学した年度の次年度以降に実施される再入学試験（以下、「試験」という。）を受験することができる。
- 2 試験は、各年度の3月に1回実施する。
- 3 受験年度の試験合格者は次年度の4月に再入学させるものとする。
- 4 再入学は1回とする。
- 5 第1～5学年への再入学試験の受験回数は2回までとする。第6学年への再入学試験の受験回数の制限はない。なお受験期限は定めない。
- 6 試験は当該学年に履修した内容についての多肢選択問題および小論文（再入学を希望する学年による）とし、面接と合わせて総合的に判定し主任教授会で合否を決定する。
- 7 受け入れ学年は第1～6学年のうち退学時の在学学年以下とする。
- 8 在学可能期間は学則第5条第1項および第2項の規定に準じ、【別表1】のとおりとする。
- 9 試験検定料は再入学年度の歯学部新入学生の一般選抜の選抜検定料と同額とする。
- 10 入学金は、再入学年度の新入学生と同額とする。
- 11 授業料、施設維持費、教育充実費、父兄会費、学友会費は再入学年度の当該学年学生と同額とする。父兄会費、学友会費は入会金を含めて納入する。なお、共済会費は再入学年度の当該学年学生が入学時に納入した額の6分の1に卒業までの最低年数を乗じた額とする。また、再入学学年により納入方法が異なる場合がある。

附 則

1. この申合せは、2023年1月1日から施行する。
2. 「歯学部第1学年～第4学年の再入学申し合わせ事項」、「歯学部第5学年の再入学申し合わせ事項」、「歯学部第6学年の再入学申し合わせ事項」は、廃止する。

【別表 1】在学可能期間

再入学許可学年	最長在学可能期間	第1・2学年での最長在学可能期間	第3・4学年での最長在学可能期間	第5学年での最長在学可能期間	第6学年での最長在学可能期間
第1学年	12年	4年	4年	3年	7年
第2学年	11年	2年	4年	3年	7年
第3学年	10年	—	4年	3年	7年
第4学年	9年	—	2年	3年	7年
第5学年	8年	—	—	3年	7年
第6学年	7年	—	—	—	7年

※再入学許可学年から卒業まで最長在学期間を超えて在学することはできない。

※原則、各学年の最長在学可能期間を超えて在学することはできない。

(在学可能期間の考え方)

例 1) 第3学年に再入学し、第6学年まで留年、休学することなく進級した場合

最長在学可能期間	←最長在学可能期間 10 年間→			
各学年の在学期間	第3学年 (1年間)	第4学年 (1年間)	第5学年 (1年間)	第6学年 (10-1-1-1=7年間在学可能)

例 2) 第4学年に再入学し、第6学年までに第4学年で1回、第5学年で1回留年した場合

最長在学可能期間	←最長在学可能期間 9 年間→				
各学年の在学期間	第4学年 (1年間)	第4学年 (1年間)	第5学年 (1年間)	第5学年 (1年間)	第6学年 (9-1-1-1-1=5年間在学可能)